

半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、半田市老人ホームの施設運営を移管した社会福祉法人（以下「移管法人」という。）に対して交付する補助金の事務手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金の対象は、移管法人が施設運営の開始初年度に実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 入所サービスの質の向上に資する事業
- (2) 地域交流に資する事業

(補助金の額)

第3条 交付する補助金の額は、前条の事業の実施に必要な経費のうち、予算の範囲内において市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 移管法人は、補助金の交付を受けようとするときは、半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金交付申請書（様式第1）に、必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を移管法人に通知するものとする。
この場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更の手続等)

第6条 移管法人は、前項の規定により決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金変更交付申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたとき

は、補助金の変更を決定するとともに、半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4）によりその旨を移管法人に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 補助金の交付決定を受けた移管法人は、補助対象事業を完了したときは、速やかに、半田市老人ホーム民営化推進事業実績報告書（様式第5）に必要書類を添えて市長に報告し、内容の承認を受けなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の承認を受けた移管法人は、半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（検査等）

第9条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた移管法人に対し、補助金の使途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

（補助金の取消し及び返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた移管法人が、次の各号のいずれかに該当し、又は補助金の交付決定に付した条件に違反したと認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- （3）補助対象事業を中止し、縮小し、又は期限内に完了できなかったとき。
- （4）前条の規定による指示に従わなかったとき。

（延滞金）

第11条 前条の規定により、補助金の返還を求められた移管法人が、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（関係帳簿の整備）

第12条 移管法人は、補助対象事業の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、5年間これを保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

(移管法人)

所在地

法人名

代表者氏名

印

半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金交付申請書

半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 設計図書
- (4) その他補助金額の算定に必要な書類

様式第2（第5条関係）

年 月 日

（移管法人）
社会福祉法人

様

半田市長

印

半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、半田市老人ホーム民営化推進事業費交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- ・補助金は、要綱第2条に規定する事業にかかる経費にあてられるもので、その他の用途に使用してはならない。
- ・補助金に係る事業は、一部に公金を財源としていることに鑑み、半田市財務規則、半田市指名審査等事務取扱要綱、半田市公共調達における地元企業の受注機会の拡大及び地産地消の推進に関する実施方針等に準じた事務を実施すること。

様式第3（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

(移管法人)

所在地

法人名

代表者氏名

印

半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定のありました半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金については、下記のとおり事業内容を変更したいので、承認してください。

記

1. 変更する事項

変 更 前	変 更 後

2. 変更する理由

添付書類

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(1)、(2)とも変更内容を明確に記入してください。

様式第4（第6条関係）

年 月 日

（移管法人）
社会福祉法人

様

半田市長

印

半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金変更交付申請については、下記のとおり決定しましたので、半田市老人ホーム民営化推進事業費交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 変更交付決定額 金 円

2 変更の理由

年 月 日

半 田 市 長 殿

（移管法人）

所在地

法人名

代表者氏名

印

半田市老人ホーム民営化推進事業実績報告書

年 月 日付で交付決定（変更交付決定）がありました半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付の対象事業

2. 事業完了年月日 年 月 日

2. 補助金事業実績額 円

添付書類

（1）事業実績報告書

（2）事業収支決算書

（3）完了写真

（4）竣工図

（5）その他事業の完了及び事業費の確定を確認するために必要な書類

様式第6（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

(移管法人)

所在地

法人名

代表者氏名

印

半田市老人ホーム民営化推進事業費補助金請求書

年 月 日付で交付決定（変更交付決定）のあった半田市老人ホーム
民営化推進事業費補助金について、下記の口座に振り込んでください。

なお、上記請求者と口座名義に相違がある場合は、下記口座名義の者に受領を委
任します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円

2. 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 店 農 協
口座番号	
口座種別	普通 ・ 当座
(フリガナ)	
口座名義人	